

- 輸入(納税)申告書 (内国消費税等課税標準数量等申告書兼用)
輸入検査申請書
植物、輸入禁止品等輸入検査申請書
食品等輸入届出書

長殿
 動物検疫所長殿
 植物防疫官殿
 厚生労働大臣殿

【税関、動物検疫所、植物防疫所、検疫所 共通】

積載船(機)名[税、植]、搭載船舶(航空機)名[動]、船舶又は航空機の名称又は便名[食]	
入港(到着)年月日[税、動、植、食]	
搭載(積込)年月日[動、食]	
搭載地[動]、輸出港名[植]、積込港[食]	
船(取)卸港[税]、積卸港[食]	
原産地[税]、生産地[動]、生産国[食]	
輸入者 (荷受人)	氏名[税、動、植、食]
	住所[税、動、植、食]
	電話番号[税、食]
	輸入者符号(コード)[税、食]
(荷仕 送出人 人)	氏名[税、動、植]
	住所[税、動、植]
(提 申 出 請 者 者)	氏名[動、植、食]
	住所[動、植]
蔵置場所[税]、保管倉庫又は保管場所[動、食]	
記号・番号[税、食]、商標[動]	

- (注) 1. ※印の欄は記入しないで下さい。
2. この申告による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求をすることができます。なお、輸入の許可後、税関長の調査により、この申告による税額等を更正することがあります。
3. この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に税関長に対して再調査の請求又は財務大臣に対して審査請求をすることができます。

(規格A4)